

特定費用準備資金取扱細則

(総則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第53条に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

(定義)

第2条 この細則において、特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費または管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第3条 本会が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第4条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表および財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金と明確に区分して管理する。

2 前項の資金の運用成果は当資金に繰り入れるものとする。

3 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

4 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額および積立期間の変更についても同様とする。

(特定費用準備資金の公表)

第5条 特定費用準備資金の公表について、資金の取崩しに係る手続きならびに積立限度額およびその算定根拠を、定款第44条第3項により、事務所において書類の備え置きおよび閲覧に供する。

(特定費用準備資金の経理処理)

第6条 特定費用準備資金については、認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項および第6項に基づき、経理処理を行う。

(法令等の読替え)

第7条 この細則において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

附 則 (平成24年8月28日理事会議決)

この細則は、平成24年8月28日に制定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。